

木造住宅耐震診断・耐震改修等費用を補助します！

町では、安全で災害に強い街づくりの実現のため

町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修等費用の一部を補助します。

1 まずは 建物の耐震診断

木造住宅耐震診断事業

耐震診断費用の一部を補助します。

補助対象費以内の額で

定額6万円



木造住宅耐震診断派遣技術者派遣事業

町が契約している木造住宅耐震診断技術者を派遣します。

費用は無償

【耐震診断】

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- (2) 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
- (3) 専用住宅、もしくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの
- (4) 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた町内もしくは県内の建築士事務所に、耐震診断を委託すること
- (5) 町税などを滞納していないこと

【耐震改修】

- (1) 原則として、上記の耐震診断によって、耐震改修が必要とされた建物であること
- (2) 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた町内もしくは県内の建築士事務所に設計、監理、改修後の診断を委託すること
- (3) 「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受けた町内もしくは県内の事業者において、改修工事を施工すること
- (4) 町税などを滞納していないこと

※愛媛県木造住宅耐震診断登録事務所や耐震改修登録事業者

【町内業者】に登録されている業者であれば、町内業者でなくても、事業実施可能です。

耐震診断	○白岡二級建築士設計事務所	(代表 白岡 靖弘 21-2296)
	○日野建築設計事務所	(代表 日野 潤一 21-0452)
耐震改修	○有限会社山榮工務店	(代表 山本 佐敏 57-0120)
	○日野工務店	(代表 日野 潤一 21-0452)

なお、これらの補助制度は、診断や改修を行う前に補助金の申請をしていただく必要があります。

2 つぎに 診断の結果

○の場合…まずは安心

建物の良好な維持管理に努めましょう

×の場合…耐震補強が必要です

③へ進む

【募集戸数】

耐震診断技術者派遣	10戸
耐震診断補助	5戸
耐震改修	2戸
段階的耐震改修	1戸
耐震シェルター設置	1戸

【応募期間】

令和2年12月28日まで

3 さいごに 建物の耐震改修

木造住宅耐震改修事業

耐震改修工事等費用の一部を補助します。補助対象費以内の額で



耐震改修	最大100万円
段階的耐震改修	最大50万円
耐震シェルター	最大40万円

耐震改修設計費用の一部を補助します。



補助対象費の2/3以内で

最大20万円

耐震改修工事監理費用の一部を補助します。

補助対象費の2/3以内で

最大4万円



問い合わせ先 役場建設課 管理建築班 (内線154)

TEL 21-1111 Fax 21-2860